

松本市中心市街地人流等調査分析業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、松本市（以下「発注者」という。）が発注する「松本市中心市街地人流等調査分析業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

松本市は、令和8年度に「松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想」を策定する中で、松本駅とまちとの接続性の向上や中心市街地の道路体系を再構築することなどを通して、松本駅から松本城にかけてのエリア「えきしろ空間」のパブリックライフの充実やウォークラブルな空間の創出を目指している。

本事業は、中心市街地の主要な箇所にはAIカメラを設置し、歩行者や自動車の通行量やその属性を明らかにすることで、令和9年度以降に実施予定の上記構想の実現に向けた具体的な取組みの基礎データ、根拠資料とすることを目的とする。

加えて、継続的に自動車交通量や歩行者通行量を計測し、結果を比較・分析することで、令和8年度策定の新たな「松本市総合交通戦略」における、中心市街地周辺への通過交通を抑制する将来道路網の構築に向け、各施策の展開に活用する。

上記、構想及び戦略で設定する目標に対する成果指標として、人流及び自動車等通行量の数値を管理するための基盤整備を行うことを目的とする。

さらに、得られたデータは、交通政策に加え、商業や観光など市内の多分野の施策に活用するほか、個人情報の取扱いに留意のうえ、オープンデータ化することにより、民間事業者や商店街等の出店判断やマーケティング戦略などに資するものとする。

3 業務対象範囲

松本市 中心市街地（別途位置図のとおり）

4 履行期間

契約日から令和14年3月31日までとする。

5 作業計画

受注者は、業務着手に先立ち速やかに発注者に下記の書類を提出し、承認を受ける。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 工程表
- (4) 技術者届

6 業務内容

- (1) 業務計画

着手時打合せ協議を踏まえ、業務内容等を明らかにした業務計画書を作成し、提

出する。

業務はそれに基づいて進めることとし、履行期間中にその内容や方法について変更が生じた場合は、協議のうえ随時見直しを行うこと。

(2) AIカメラ設置設定

ア 設置のための現地調査、関係機関協議及び設置手続き

AIカメラを設置する場所の選定のため現地調査を行うほか、関係機関（電力・NTT、地元商店街等）へ設置に必要な手続きを行う。

イ AIカメラ現地設置

(ア) 固定式カメラ及び可動式カメラを設置、整備する。設置箇所は、別添位置図の「えきしろ空間」におけるパブリックライフの充実やウォークアブルな空間の創出、「松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想」における、松本駅とまちとの接続性の向上や中心市街地の道路体系の再構築の目的に資する、最適なポイント、種類（固定式、可動式、その他）を選定することとする。

設置箇所数は概ね20箇所を想定する。

なお、最終的な設置箇所の決定に当たっては、上記の他、観光、商工分野との目的、整合性も加味しつつ、発注者及び発注者が別途進めている「松本駅周辺交通ターミナル機能強化構想」策定事業の受託者と調整のうえ決定する。

(イ) カメラのスペックは以下同等以上とする。

項目	水準
解像度	2MP（1920×1080）
フレームレート	最大25fps
防塵防水機能	IP66
最低被写体照度	0.5Lux

(ウ) 設置する物件は、現地調査に基づき、原則として既設電柱や照明柱を使用するものとする。これにより難しい場合は、受発注者間で協議のうえ設置場所を決定する。

(エ) 常設カメラを設置後、画角の確認及び通行方向の設定を行う。設定にあたっては、発注者の確認を得ること。

(オ) 令和9年3月25日までに設置、動作確認、検査を完了すること。また、設置箇所が交差点の場合は、原則として全方向のデータを所得するものとし、必要に応じて1箇所あたり複数台のカメラ設置も可とする。

ウ 可動式カメラ

可動式カメラは、発注者への納品とする上記固定式カメラと同等の機能を有し、独立電源を有するものとする。また、固定式カメラと同一のシステムの中で機能するものとする。

エ 通行分析システム（データベース）の構築

(ア) 取得するデータ

- ・通行量（通行人 / 車両）
- ・通行人の性別
- ・通行人の年齢（年代）※5区分以上

- ・車種区分 ※4区分位以上
- ・通行方向（設置箇所が交差点の場合、原則として全方向）
- ・その他、本業務において有効性が高いと考えられるもの

(イ) データの取得時間

午前6時から午前0時までを含む18時間以上（通年実施）

オ データ出力システムの構築

(ア) データの視覚化等

AIカメラで取得した上記データに加え、過去の気象データを、原則として翌日までに専用の管理画面（以下「ダッシュボード」という。）で閲覧可能な状態にすること。なお、データ集計の間隔は、1時間単位以下で設定すること。

(イ) 管理者によるデータ閲覧

管理者によるデータの閲覧、管理、出力については、IDやパスワードの設定等により利用に制限が行えるようにすること。

(ウ) 一般公開用（オープンデータ）特設サイトの設置

データを広く市民が閲覧、取得できるよう一般公開用の特設サイトを設置する。なお、詳細な仕様については受発注者間での協議により決定するものとする。

カ 拡張性の確保

上記固定式カメラ及び可動式カメラは、一連のシステム内で機能することとする他、将来的にカメラを増設した場合に、大きなシステムの変更なく対応できるよう構築するものとする。

キ 設置箇所への掲示

個人情報の保護の観点から、AIカメラの設置箇所周辺において、以下に掲げる事項を掲示し、周知すること。

なお、ステッカーや貼紙を掲示するなど、通行人が容易に確認できる方法を用いるとともに、可能な限り平易な表現とすること。

(ア) AIカメラ等で撮影中であること

(イ) 撮影の目的

(ウ) 撮影データの処理方法

(エ) 取得したデータが個人の特정에繋がるものではないこと

(オ) 受託者及びその連絡先

ク 取扱いマニュアルの作成及び講習会の実施

システムの概要及びダッシュボードの操作マニュアルを作成し、発注者向けの講習会を実施する。

(3) AIカメラ保守管理

AIカメラシステムに関して、以下の保守管理業務を行うこと。また、年度毎に保守管理業務の報告書（実施日、作業内容等）を作成し、提出すること。

ア 障害発生時の対応

(ア) 障害箇所・範囲の特定、調査などの状況把握を行うとともに、復旧に向けて迅速な対応を行うこと。

- (イ) 発注者に対して、随時対応状況の報告を行うこと。
 - (ウ) サーバーダウン等トラブルが発生した場合でも、本委託業務への影響が最小限になるような措置を講じること。
 - (エ) 障害発生時に受託者が行うべき行動や、市への連絡体制などを示した緊急時対応マニュアルを作成・提出すること。
 - イ メンテナンス（清掃、補修作業等）
 - ウ 故障時における機器の修繕、交換等
 - エ 技術的な問い合わせ対応
 - オ 構成変更等に伴うシステム構築図及びシステム利用手引書の更新
 - カ その他、本委託業務を行うにあたり必要な作業
- (4) セキュリティ対策（イニシャル、ランニング共通事項）
- ア 障害・不正アクセスの監視および侵入防止等の仕組みを構築すること。
 - イ Web サーバーを設置する施設においては、セキュリティ対策を徹底すること。
 - ウ 情報漏洩・改ざん検知等に関する新たな脅威への対策、ソフトウェア等のバージョンアップやセキュリティパッチの適用等は受託者が実施することとし、安全性を常に確保すること。また、SSL/TLS 暗号化に対応させるなど、十分なセキュリティ対策を講じること。
 - エ 運用するサーバーおよびアプリケーション等については既知の脆弱性への対策を施すこと。OS やアプリケーション等に脆弱性が発見されたときは、セキュリティパッチを適用するなど、早急に対応すること。
セキュリティ上の脆弱性または不具合等が発見された場合には、早急に対応すること。
 - オ 第三者からのアクセスによる改ざん等を防止する制御機能を有し、安全性に考慮して運用すること。
 - カ 不正操作等、サービス提供不能に陥ることがないように対策を講じること。
 - キ アクセスログ等の情報保持・取得が可能であること。
 - ク セキュリティパッチの定期的な適用等のメンテナンスを随時行い、最新の対策状況を保持すること。
 - ケ 受託者は障害発生に備え、Web サーバー等について毎日バックアップを実施するとともに、障害発生時には速やかに復旧措置を行えるよう復旧手順を確立し、万一データが消失した場合であっても、速やかにバックアップデータから復旧できること。
 - コ 契約締結までの間に個人情報の取扱いの委託に関する「遵守事項確認表」を発注者へ提出すること。
 - サ その他、個人情報の取扱いに関して、「個人情報の取扱いの委託に関する共通仕様書」に基づき履行すること。

9 打合せ協議

受注者は、令和8年度のA Iカメラ設置設定にあたり、発注者との十分な協議打合せを行う。

着手時	1回
中間打合せ及び中間報告	2回
成果品納品時	1回
その他、必要に応じて実施する。	

10 成果品

(1) 成果品の帰属

成果品は全て発注者の所有とし、業務上知り得た成果、資料等の秘密を第三者に漏らし、自ら使用してはならない。

(2) 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由によるシステムの不良箇所が明らかとなった場合は、速やかに受注者の責任において是正、補足及びその他必要な措置をとらなければならない。

(3) 成果品

提出する成果品は、以下のとおりとする。以下に記載のない項目及びデータ形式等については、発注者と協議のうえ決定する。

ア 業務報告書（A4判カラー、ファイル製本）1部

システム整備後のAI精度確認の項目を含めること。

イ 関連資料一式

ウ 電子データ（DVD）一式

(ア) 文書及び調書類はWord、Excelとする。表や図のデータは編集可能なものとする。

(イ) 検討の過程で収集した資料を含む。

(ウ) 図面類は、PDF、イラストレーター又はCADデータとする。

(エ) 調書及び図面類を含む報告書はPDFとする。

11 支払い方法

支払いは、各年度の業務完了後、年度ごとの一括支払いとする。

12 疑義

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者は協議上、業務が円滑に進むよう努力しなければならない。